申請期限
令和７年
３月31日

児童手当受給者の皆さんへ

児童手当制度が拡充されました

児童手当法の改正により、令和６年 10 月分（令和６年 12 月支給分）から制度が拡充されました。

改正の概要

所得制限を撤廃

所得上限限度額を超過していた方も支給対象とする

支給期間を延長

中学生（15 歳到達後の最初の年度末まで）以下を支給対象としていたが、高校生年代（18 歳到達後最初の年度末まで）も支給対象とする

第３子以降の支給額を増額

月額 15,000 円から月額 30,000 円に増額

第３子以降の子どもの数え方を見直し

上の子について、高校生年代までをカウント対象という扱いを見直し、親などの経済的負担がある場合は 22 歳年度末までカウント対象とする

支給回数が増加

年３回（２月、６月、10 月）から年６回偶数月（２月、４月、６月、８月、10 月、12 月）に変更

支給額の例（子どもが３人の場合）「改正前」：令和６年９月分まで 「改正後」令和６年 10 月分から

子どもの年齢	20 歳		17 歳		13 歳	
改正前後	改正前	**改正後**	改正前	**改正後**	改正前	**改正後**
子どもの数え方	算定対象外	**第１子**	第１子	**第２子**	第２子	**第３子**
支給月額	支給対象外	**支給対象外**	支給対象外	**10,000 円**	10,000 円	**30,000 円**

改正に伴い手続きが必要な方

次の３つのいずれかに該当する方は**手続きが必要**ですので、手続きがまだお済みでない方は福祉健康課へご連絡ください。

1．高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）の子のみ養育している方
2．高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）の子と 22 歳到達後の最初の年度末までの子を合わせて、３子以上養育している方
3．養育者と養育している高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）の子の住所が別の方

▶手続き期限　３月 31 日（月）◀

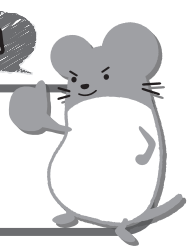

上記手続き期限を過ぎた場合は、 令和６年 10 月分にさかのぼっての児童手当の支給はできませんのでご注意ください。

◎**申請・問い合わせ先**　福祉健康課福祉係　☎82－3111（内線 136）直通 75－6205